

監委第66号
令和8年9月4日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県監査委員 伊藤 英生

岐阜県監査委員 藤本 恵司

岐阜県監査委員 鈴木 祥一

岐阜県監査委員 安田 典子

岐阜県監査委員 飯沼 敦朗

令和7年度岐阜県内部統制評価報告書の審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により審査を求められた令和7年度岐阜県内部統制評価報告書について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

令和 7 年 度

岐阜県内部統制評価報告書審査意見書

岐 阜 県 監 査 委 員

令和 7 年度 岐阜県内部統制評価報告書審査意見書

第 1 審査の種類

地方自治法第 150 条第 5 項の規定による同条第 4 項に規定する報告書の審査

第 2 審査の対象

令和 7 年度 岐阜県内部統制評価報告書

第 3 審査の着眼点

審査は、以下の点に主眼を置いて実施した。

- (1) 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- (2) 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

第 4 審査の実施内容

令和 7 年度岐阜県内部統制評価報告書について、岐阜県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「岐阜県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年 3 月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めたほか、定期監査における結果等を踏まえ審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第 5 審査の結果及び意見

令和 7 年度岐阜県内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、その他の行為によって得られた知見に基づき審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

なお、上記の審査結果に影響するものではないが、各所属から提出される業務レベルの内部統制における自己評価について、交通事故等、把握すべき不備の記載漏れが散見された。また、昨年度と同様の不備項目を繰り返し発生させている所属も複数認められ、不備として財務に関する事務処理の誤りも散見された。

さらに、過年度の重大な不備として報告された一般社団法人岐阜県観光連盟の元職員に係る不適正な契約事務については、元職員からの契約の要請を受けて、令和 5 年度に開催される県産食材 P R イベントに使用される予定の物品であることを知りながら、令和 4 年度予算で、県産品流通支援課においては、装飾用物品材料購入業務の契約を、農産物流通課においては、食材 P R イベント会場装飾用物品制作委託業務の契約を、それぞれ同じ相手方と締結したこと、加えて、いずれも納品状況を十分確認することなく、契約が適正に履行されたものとして検査を行っていた。県幹部との関係に過度に配慮し、不正を認識しつつ事務が執行されたものであり、本来、内部統制を推進すべき上司が自ら不正の会計書

類を作成するなど、内部統制の根幹に関わる問題も認められた。

このほか、中濃県事務所において、令和4年度から令和6年度の間、浄化槽設置届出書等の1,887人分の個人情報に記載した141件の書類を紛失したものであり、複数年にわたり、担当職員への管理監督が不十分であったことが認められた。

いずれも再発防止策が実施されているところであるが、当該再発防止策を確実に実施するとともに、この対応で十分か引き続き検証を行いつつ、特に一般社団法人岐阜県観光連盟の元職員に係る事案については、現在調査中であることから、調査結果が明らかになれば、それに即した対策を行う必要がある。

岐阜県の内部統制制度は、平成18年7月に発覚した不正資金問題に対する深い反省の上に立って策定された「岐阜県政再生プログラム」及び「岐阜県職員倫理憲章」に基づき、透明性が高く信頼される岐阜県政に生まれ変わるための改革に取り組み、職員一人ひとりが岐阜県政再生に向けた決意を改めて胸に刻み、県政のガバナンスをより強固で適正なものとしていくために確立したとされている。

その内部統制制度の礎となった「岐阜県政再生プログラム」等を空文化させないよう、職員の意識の一層の向上を図るとともに、長期的な視点に立って、引き続き内部統制制度の見直しを行い、更なる充実強化に努められたい。

《 備 考 》

令和7年度岐阜県内部統制評価報告書において、過年度において重大な不備があったとの報告があった。

① 過年度の装飾用物品材料購入業務及び食材PRイベント会場装飾用物品制作委託における検査の不適

令和5年度に開催される県産食材PRイベントに使用される予定の物品であることを知りながら、令和4年度予算で、県産品流通支援課においては、装飾用物品材料購入業務の契約を、農産物流通課においては、食材PRイベント会場装飾用物品制作委託業務の契約を、それぞれ同じ相手方と締結したこと、さらに、いずれも納品状況を十分確認することなく、契約が適正に履行されたものとして検査を行ったこと。

② 過年度の浄化槽設置届出書等の公文書の紛失

中濃県事務所において、令和4年度から令和6年度の間、浄化槽設置届出書等の1,887人分の個人情報を記載した141件の書類を紛失したこと。